

川口市高齢者補聴器購入費補助事業の実施について



～補聴器販売店のみなさまへ～

川口市では、聴力の低下により、周りの人とのコミュニケーションがとりにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が補聴器を利用することで、生活の質の向上や社会参加の機会が増え、住み慣れた地域で健やかにいきいきと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助します。

補聴器販売店のみなさまへのお願い

(3ページ目もご確認ください)

補助を受けるために、**補聴器販売店が発行した見積書・補聴器購入時の領収書**の提出をお願いしています。

購入前の試聴等の相談・販売および本事業の該当者への**見積書・領収書**の作成のご協力をお願いいたします。(補聴器が必要なかたの氏名・補聴器の製品名(型番)・金額の記載が必要)

※ **補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ**(集音器等は対象外)

※ 市からの「**交付決定通知書**」が届く前に購入された場合は**対象外**となります。

補助の対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ① 市内に住所を有し、現に居住する満65歳以上のかた
- ② 本人が市民税非課税の方または生活保護受給世帯であるかた
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならないかた
- ④ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けたかた
※原則、中等度難聴程度(両耳の聴力レベル40dB以上70dB未満)のかたが対象

補助の内容

20,000円を上限として、1人1回限り補助

※ **補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ**
(集音器・付属品購入費、修理費用等は対象外)

※ 片耳、両耳問わず上限は20,000円

※ 受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担となります。

※ 申請(補助金交付決定)前に購入されたものは補助の対象外です。

※ 購入に要した費用が20,000円に満たない場合はその額を補助

問い合わせ先

川口市役所 長寿支援課 支援係 (第一本庁舎2階 5番窓口)

所在地: 〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話: 048-252-0261 FAX: 048-259-7668

申請

①市（長寿支援課）に事前確認

「事前確認票」を市に提出し、対象要件を確認します。
対象である場合、手続き方法を案内し、申請書類をお渡しします。

②耳鼻咽喉科の受診、「医師意見書」を取得

①でお渡した「医師意見書」用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診していただきます。
医師に補聴器の使用が必要と認められた場合、「医師意見書」の作成を依頼していただきます。

③補聴器販売店で購入前相談、「見積書」を取得

補聴器販売店で補聴器の相談や試聴を行い、購入を予定する補聴器の「見積書」の作成していただきます。

※「見積書」には、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載が必要です。

④市に申請

①でお渡しした「申請書」「アンケート」に必要事項を記入し、②・③で取得した「医師意見書」「見積書」と併せて市に提出していただきます。

⑤「交付決定通知書」の受領

④の書類を確認し補助が決定されると、市から「交付決定通知書」と「実績報告書兼交付請求書」を申請者に送付します。

購入

⑥補聴器の購入、「領収書」の取得

⑤「交付決定通知書」が届いてから、③の補聴器販売店で補聴器を購入していただきます。
購入時に必ず「領収書」を取得してください。

※「領収書」には、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載が必要です。

請求

⑦市（長寿支援課）に補助金の請求

⑤で届いた「実績報告書兼交付請求書」に必要事項を記入し、⑥で取得した「領収書（写し可）」を添付し、市に提出していただきます。

※ 振込口座は、申請者名義の口座をご記入ください。

⑧「確定通知書」の受領、補助金の交付（振込）

⑦の書類を確認し補助が確定されると、市から「確定通知書」を申請者に送付します。
確定通知後、約2～3週間程度で指定口座に補助金を振り込みます。

補聴器の購入店舗について

補聴器は、管理医療機器として認定された補聴器の取扱いがあり、見積書・領収書の作成をしていただける店舗であれば、市内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

補聴器販売店での販売等対応について

補助を希望するお客様が来店されたら

- ・補助希望の場合は、市への事前確認等手続きの流れを順番に行っているか確認をお願いします。
- ・**補聴器購入は、市からの「交付決定通知書」が届いた後でないと補助の対象外**となります。

補聴器購入前相談・お見積について

- ・お客様は、医師診察結果を受けて来店されます。医師意見書を持参されている場合は参考にさせていただきながら、補聴器の相談や試聴等案内をお願いします。
- ・**補助対象は、医療機器認定を受けている補聴器本体購入費のみ**です。
集音器・付属品購入費、修理費用やメンテナンス費用は対象外です。
- ・購入を予定する補聴器の見積書の作成をお願いします。
- ・**見積書作成時、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載**をお願いします。

補聴器販売について

- ・店舗において購入前相談のうえ見積書を作成したお客様であること、市からの**「交付決定通知書」が届いてからの購入であることを確認し、販売**をしてください。
- ・**補助金は、補聴器購入後に請求手続きを経てお客様の指定口座に振込**します。
補聴器販売店に補助金額差し引き支払いではありません。
- ・販売時に領収書の作成をお願いします。
- ・**領収書作成時、申請者（補聴器が必要なかた）の氏名・補聴器の製品名（型番）・金額の記載**をお願いします。